

奈良県告示第四百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、八木土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十九年三月七日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の様名、氏名及び住所

理事	植田 喜久次	橿原市八木町二丁目六―三一
〃	米田 三行	〃 南八木町三丁目四―二〇
〃	吉井 一二	〃 八木町三丁目九―一〇
〃	稲田 文治	〃 〃 五―三
〃	吉田 道正	〃 南八木町三丁目八―三六
監事	嶋原 保	〃 〃 五―三〇
〃	竹中 博信	〃 〃 三―一七

二 就任役員の様名、氏名及び住所

理事	植田 喜久次	橿原市八木町二丁目六―三一
〃	米田 照子	〃 南八木町三丁目四―二〇
〃	稲田 裕彦	〃 八木町三丁目五―三
〃	吉田 道正	〃 南八木町三丁目八―三六
〃	吉田 清隆	〃 〃 六―九
監事	三浦 修	〃 南八木町二丁目四―六
〃	竹中 三郎	〃 南八木町三丁目三―一七